

神戸市民のくらしをまもる条例 (抄)

平成 17 年 4 月 1 日
条例 第 2 号

第 4 章 市民意見の反映

(附属機関の設置)

第 54 条 市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、次の表の左欄に掲げる市長の附属機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市長の附属機関	所 掌 事 務
神戸市消費生活会議	消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。
神戸市消費者苦情処理審議会	1 第 2 章第 1 節の危害等の防止、同章第 2 節の広告、計量及び表示の適正化、同章第 3 節の取引の適正化及び同章第 4 節の消費者包装の適正化に関する施策に関し意見を述べること。 2 第 32 条第 1 項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。 3 第 34 条第 1 項に規定する認定を行い、及び同条第 3 項に規定する意見を述べること。 4 第 37 条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

- 2 前項の表に規定する附属機関には、部会を置くことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、第 1 項の表に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。